研究拠点形成費補助金	744,009	5,693	145,054	—	—	593,262	
創造的産学連携体制整備事業費補助金	8,761	—	—	—	—	8,761	注）１．
先端医療開発特区設備整備費補助金	29,820	—	28,802	—	—	1,017	注）２．
疾病予防対策事業費等補助金	7,875	—	7,875	—	—	—	注）３．
国際化拠点整備事業費補助金	54,498	—	—	—	—	54,498	注）４．
科学技術総合推進費補助金	385,485	—	7,786	—	—	377,699	注）５．
国立大学法人設備整備費補助金	914,568	—	803,684	—	—	110,883	注）６．
研究者海外派遣基金助成金	590	—	—	—	—	590	注）７．
合　　計	2,573,859	5,693	1,023,537	—	—	1,544,628	

注）１．経済産業省による補助金です。
注）２．厚生労働省による補助金です。
注）３．厚生労働省による補助金（乳がん用マンモコイル緊急整備事業）です。
注）４．文部科学省による補助金（国際共同・連携支援（総合戦略型））です。
注）５．文部科学省による補助金（平成20年度までは科学技術振興調整費）です。
注）６．国立大学法人が行う設備の整備に要する経費に対する補助金です。
注）７．独立行政法人日本学術振興会による助成金（組織的な若手研究者等海外派遣プログラム）です。

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(115,567) 115,567	7	(—) —	—
	非常勤	(—) 2,400	1	(—) —	—
	計	(115,567) 117,967	8	(—) —	—
教　職　員	常　　勤	(11,828,462) 13,924,385	1,898	(830,738) 854,296	204
	非常勤	(—) 3,725,775	1,442	(—) 29,811	460
	計	(11,828,462) 17,650,160	3,340	(830,738) 884,107	664
合　　計	常　　勤	(11,944,030) 14,039,953	1,905	(830,738) 854,296	204
	非常勤	(—) 3,728,175	1,443	(—) 29,811	460
	計	(11,944,030) 17,768,128	3,348	(830,738) 884,107	664

注）１．役員の報酬については一般国家公務員の指定職に準拠した本学役員給与規程に基づき算出しています。
　なお、退職手当については、本学役員退職手当規程により算出しています。
注）２．教職員の給与・退職手当については一般国家公務員に準拠した本学職員給与規程・本学職員退職手当規程に基づき算出しています。
注）３．支給人員数は報酬又は給与については平成21年４月～平成22年３月の平均支給人員数を記載しています。
　また、退職給付については、総支給人員数を記載しています。
注）４．常勤職員・非常勤職員の定義については、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に従っています。
　ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。
注）５．「支給額」欄のうち、上段（　）書きは内数で、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額です。
注）６．報酬又は給与の中には、賞与引当金繰入額（常勤職員98,242千円）及び取崩額（常勤職員86,537千円）を含んでおります。
注）７．上記には、退職給付引当金繰入額（常勤職員63,382千円）及び取崩額（常勤職員14,536千円）、法定福利費（常勤役員9,226千円、常勤教職員1,583,082千円、非常勤教職員423,130千円）並びに受託研究費（給与及び賞与247,862千円、退職給付費用1,673千円、法定福利費20,744千円）、受託事業費（給与及び賞与14,908千円、法定福利費1,001千円）は含んでおりません。